

2025年3月18日

公益財団法人深田地質研究所  
公的研究費に関する不正防止計画（2025年度版）

研究不正防止に関する基本方針（HPに公開）

- （１）法令、指針、ガイドラインの遵守
- （２）研究不正防止のための管理・推進体制の構築
- （３）研究者に対する研究活動等不正防止のための教育の実施

上記の基本方針に基づき、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえて公的研究費の適正な管理・運営を図るため、公的研究費に関する不正防止計画を以下のように策定する。

ガイドライン	不正発生要因	不正防止計画
1.責任体制の明確化	<ul style="list-style-type: none"><li>• 責任者の異動により責任体制が曖昧になる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 異動時に引き継ぎを確実に行うとともに責任体系を周知する</li></ul>
2.環境の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>• 事務処理等に関するルールが十分理解されていない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• ルールの全体像を体系化し、分かりやすい図表に整理して全員に周知する</li></ul>
3.要因把握と計画の策定実施	<ul style="list-style-type: none"><li>• どのような行為が不正なのか十分理解されていない</li><li>• 不正防止計画の形骸化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 全員に対してコンプライアンス教育・啓発活動を繰り返し実施する</li><li>• 不正事例を検証し次年度の計画に反映させる</li></ul>
4.適正な運営・管理活動	<ul style="list-style-type: none"><li>• 適正な予算執行ができていない</li><li>• 発注物品の不適切な処理</li><li>• カラ出張の発生</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 定期的に予算執行状況をチェックし、研究者に知らせる</li><li>• 全ての物品について発注申請・検収（他部門が現物確認）を行う</li><li>• 出張精算書に領収書を添付し、復命書に宿泊先を記載する</li></ul>
5.情報発信・共有化	<ul style="list-style-type: none"><li>• 相談・告発窓口が周知されていない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 責任体系に記載し周知する</li></ul>
6.モニタリングの在り方	<ul style="list-style-type: none"><li>• 内部監査の形骸化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 全ての案件について年2回内部監査を実施する</li><li>• 内部監査報告書を監事が検証・確認する</li></ul>